

申請は建築基準法によって確認となったもので、次の事項をよく読んで守ってください。

注 意 事 項

- 1 この通知書は建築基準法に基づく確認であり、土地の権利又は営業関係等について確認したものではありません。他の法令で手続を必要とするものについては、それぞれ手続をし、許可、認可になってから工事にかかってください。

例

- イ 民法で規制する土地所有権の関係又は借地法に規定する借地権の有無等は確認事項ではありません。
- ロ 敷地が農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、河川法、普通河川保全条例、砂防法、国有財産法、文化財保護法、道路法、土地区画整理法、都市計画法（建築基準法施行規則第1条の3表2に規定されているものを除く。）及び宅地造成等規制法（建築基準法施行規則第1条の3表2に規定されているものを除く。）等による制限を受ける場合は、それぞれ手続をし、許可、認可になってから工事に着手してください。
- ハ 興業場、旅館業、公衆浴場を営もうとする場合は、それぞれ工事着手前までに県知事に許可を申請し、指示を得なければなりません。

- 2 建設工事の従事者（設計者、工事監理者、主任技術者、その他）は、建築基準法、建築士法又は建設業法に規定する適格者を配置してください。
- 3 工事監理者、建設業者は、建築確認申請書に添付した設計図書と同一のものを使用してください。
- 4 工事が完了したときは、4日以内に完了検査申請書を建築主事あてに提出してください。
- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の場合は、完了検査申請書に、省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書を添付して提出してください。

※報告書の参考様式は、広島県ホームページに掲載しています。

【広島県ホームページ】 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tetuduki-syorui.html>

- 6 検査済証の交付を受けてから建築物を使用してください。

1) 建築基準法第12条第5項の規定による工程指定 建築工事が次の工程（○印のもの）に達したときは広島県建築基準法施行細則第7条の規定によって、工事監理状況報告書を提出してください。		2) 建築基準法第7条の3第1項の規定による特定工程指定 建築工事が次の特定工程（○印のもの）に達したときは建築基準法施行規則第4条の8の規定によって、中間検査申請書を提出してください。		
構造種別	工事工程	用途種別	構造種別	特定工程
木造	1 遣方が完了したとき。 2 地耐力、載荷試験又は杭打工事を完了したとき。	共同住宅		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
				鉄骨造その他これに類する構造
コンクリートブロック造	3 基礎の配筋が完了したとき。 4 屋根及び木工事が完了したとき。 5 各階の壁体、床、梁及び屋根の配筋が完了したとき。	戸数が一の住宅	2 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（4に掲げるものを除く。）	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事
鉄筋コンクリート造	6 鉄骨加工が終わったとき。 7 鉄骨建方が終わったとき。 8 耐火被覆工事が完了したとき。		3 木造その他これに類する構造	柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事
鉄骨造	9 防火区画、界壁等の工事が完了したとき。		4 プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付け工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	10 コンクリート工事施工計画を決定したとき。		5 1から4までに掲げる構造以外のもの	屋根及びそれを支えるはりの工事
その他	11 コンクリート工事が完了したとき。 12			
備考 1) 工事工程 6, 7, 10, 11 については、施工監理状況報告に関する指導要綱に定める別記様式第1～4号により提出するものとする。				